

東日本大震災の被災者への住宅支援等に関する意見書の提出について

東日本大震災の被災者への住宅支援等に関する意見書を次のとおり提出する。

平成25年3月22日提出

提出者 市会議員 井上 与一郎 ほか48名
(自民党市議団, 民主・都みらい,
公明党市議団,
みんなの党・無所属の会)

平成 年 月 日

衆議院議長, 参議院議長, 内閣総理大臣,
総務大臣, 国土交通大臣, 復興大臣 宛て

京都市会議長名

東日本大震災の被災者への住宅支援等に関する意見書

東日本大震災発災から2年が経過した。被災地においては、国、自治体、民間団体等による懸命の努力により、復旧、復興に向けた着実な取組が進められているものの、復興住宅の建設や被災者の生活再建には、まだまだ多くの時間を要することが見込まれる中、3月11日時点において、京都市には101世帯、260名の方が市営住宅と民間住宅に入居されている。

市営住宅等における無償供与については、当初2年間であった供与期間が1年間延長されたことは、避難をされている方々の思いに沿ったものであるが、本格的な生活再建には住宅の安定的な確保が必要であり、単年ごとの更新ではなく、複数年にわたっての住宅の確保が求められている。

さらに、本市に避難されている101世帯のうち17世帯は、東京電力福島第一原子力発電所の事故に起因し、自主的に避難をされている方々である。

国会においては、昨年6月21日、「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」（以下「原発事故子ども・被災者支援法」という。）が全会一致で可決・成立し、「福島復興再生特別措置法」及び「被災市街地復興特別措置法」による特例措置の適用対象とならない方々に対する支援も打ち出されたが、地域における放射線量が一定の基準である支援対象地域が明確になっておらず、避難先での住宅の確保、子どもの学習等の支援、就業の支援などに必要な施策がいまだに講じられていない。

よって国におかれては、東日本大震災で被災された方々の住宅支援等に関する以下の点について、早急に実現するよう強く求める。

記

- 1 現在3年とされている応急仮設住宅の供与期間について、被災地における復興住宅の整備には、なお数年を要するという状況に鑑み、被災者の精神的苦痛や経済的負担を軽減するために、複数年にわたる供与期間の延長を行うこと。

2 東京電力福島第一原子力発電所事故に起因し、避難している被災者を支援するため、速やかに支援対象地域を明確にするとともに、「原発事故子ども・被災者支援法」第9条に規定する移動先（避難先）における住宅の確保に関する施策を早急に講じると同時に、住民票を移動先に移されている方々にも、国が当該自治体と連携をし、必要な情報、サービスを提供すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。